

令和 6 年 4 月 1 日

生徒心得

東京都立第三商業高等学校
定時制課程生活指導部

- 1) 本校生徒としての誇りと自覚を持って行動する
- 2) 勉学と修養に努め、楽しく活気のある学校生活を送る
- 3) お互いの人格を尊重し、自己の行動に責任を持つ

<登校下校>

1. 始業 5 分前までに登校し、5 時 25 分の始業前には着席し、教室で待機していること。
2. 授業終了後各自教室美化活動を行い、速やかに下校する。委員会・クラブ活動等は 9 時 30 分には完全下校とする。また、残留する場合には担当教員の指示に従う。
3. 欠席・遅刻・早退・外出・忌引は必ず担任に届け出る。
4. 自転車通学を希望する生徒は、交通ルールを順守すること。自転車保険に加入すること。
自動車・バイクでの通学および乗り入れは禁止する。
5. 休日登校を希望する場合は、事前に顧問の許可を受けること。当日は担当教員の指示・指導に従うこと。

＜校内生活＞

1. 授業規律を守り、学習に集中できる環境を保つこと。
2. 生徒会関係の用務、または公式試合の為の会議で授業に出られない場合には、事前に担任に申し出をすること。
3. 上履き及び体育館履きは本校指定のものを使用し、用途別に履き替えること。
4. 貴重品の管理は各自で責任を持って行うこと。所持品には名前をつけロッカーには必ず鍵をつけること。
5. 盗難・遺失物が発生した場合には、担任又は生活指導部に必ず届け出る。
6. 生徒間の金銭の貸し借りは行わないこと。
7. 校内・学校周辺（登下校時を含む）での飲酒は成人者であっても絶対に禁止する。また、酒気を帯びての登校も禁止する。
8. 喫煙については、飲酒に準ずる。
9. いかなる理由があろうとも暴力は禁止する。感情の行き違いのないようよく話し合いをすること。
10. 自分又は他人が暴力を受けた時・受ける恐れのあるときには速やかに教師に連絡をすること。
11. 定時制の授業で使用していない場所には絶対に立ち入らないこと。
12. 授業妨害・器物破損等、校内秩序を乱す行為はしてはならない。
13. 人権を尊重しまた高めるよう心がけること。いじめなど尊厳を傷つける行為は厳に禁止する。